

令和6年 多賀町議会2月第1回定例会会議録

令和6年2月2日（金） 午前9時25分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	岡 田 伊久人 君	学校教育課長	伊 東 瑞 江 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	谷 川 嘉 崇 君
総 務 課 長	本 多 正 浩 君	生涯学習課長	竹 田 幸 司 君
税 務 住 民 課 長	小 菅 俊 二 君	監 査 委 員	寺 西 久 和 君

◎議会事務局

事 務 局 長 大 岡 まゆみ 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定（2月2日～28日 27日間）
日程第3 諸般の報告
日程第4 施政方針および行政報告
日程第5 議会広報常任委員長報告
日程第6 議会改革特別委員長報告
日程第7 選 第 1号 大滝山林組合議会議員の選挙について
日程第8 同意第 1号 多賀町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意

			を求めることについて
日程第 9	同意第 2 号		多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10	同意第 3 号		多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11	議案第 4 号		多賀町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第 5 号		多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第 6 号		多賀町議会議員および多賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第 7 号		多賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第 8 号		多賀町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第 9 号		多賀町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第 10 号		多賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第 11 号		多賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第 12 号		水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第 13 号		多賀町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第 14 号		多賀町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第 15 号		多賀町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第 16 号		多賀町特別会計条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第 17 号		高取山ふれあい公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第25	議案第 18 号		多賀町社会体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第26	議案第 19 号		(仮称) 結いの森公園整備工事(その1)の請負契約

		の変更について
日程第27	議案第20号	令和5年度多賀町一般会計補正予算（第10号）について
日程第28	議案第21号	令和5年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第29	議案第22号	令和6年度多賀町一般会計予算について
日程第30	議案第23号	令和6年度多賀町国民健康保険特別会計予算について
日程第31	議案第24号	令和6年度多賀町介護保険事業特別会計予算について
日程第32	議案第25号	令和6年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第33	議案第26号	令和6年度多賀町育英事業特別会計予算について
日程第34	議案第27号	令和6年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について
日程第35	議案第28号	令和6年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について
日程第36	議案第29号	令和6年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について
日程第37	議案第30号	令和6年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について
日程第38	議案第31号	令和6年度多賀町水道事業会計予算について
日程第39	議案第32号	令和6年度多賀町下水道事業会計予算について

(開会 午前 9時25分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和6年2月第1回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(松居亘君) 本定例会に町長より提出されました案件は、同意案3件、議案29件であります。また、議会より提出いたしました案件は、選挙1件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時25分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

1番 神細工 宗 宏 議員 2番 清 水 登久子 議員
を指名いたします。

○議長(松居亘君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る1月19日開催の議会運営委員会において、本日2月2日から28日までの27日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から28日まで27日間に決定しました。

○議長(松居亘君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の3点について報告いたします。

第1点目は、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情1件を受理しました。

第2点目は、11月、12月に実施された出納検査および定期監査の結果については、お手元に配布しておりますとおり、報告がありました。

第3点目は、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第4 「施政方針および行政報告」を行います。

町長から施政方針および行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和6年2月第1回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、1月1日に発生をしました令和6年能登半島地震により犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

多賀町では滋賀県と連携しながら、去る1月15日から5日間、人的支援として職員2名を石川県珠洲市に派遣をいたしました。今後も、被災地のいち早い復旧、復興に向け、できる限りの支援をまいります。

さて、本定例会に提出をいたしました議案は、令和6年度一般会計および特別会計予算11件、そのほか合わせて32件でございます。いずれも重要な議案でございますので、慎重なご審議を頂き、適切にご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まず、令和6年度一般会計予算案について少し述べさせていただきたいと思っております。予算案の総額は55億4,900万円、前年度と比較しますと5億7,700万円、11.6%の増額となり、当初予算といたしましては、令和4年度に次ぐ、多賀町では2番目に大きい予算規模となりました。

予算編成に当たりましては、第6次多賀町総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向け、安全安心なまちづくり、子育て支援・教育の充実、地域の元気づくりに引き続き重点配分しましたほか、デジタル化の推進等、国の動きに合わせた取組に予算を確保しました。

投資的経費といたしましては、引き続き、多賀スマートインターチェンジ整備事業のほか、(仮称)結いの森公園整備事業、多賀小学校の校舎増築事業など地域の活力、将来を担う子どもたちが健やかに育つよう必要な予算を計上させていただきました。

財源につきましては、一般財源総額を見積もりながら、国・県からの補助金等を活用しつつ、基金も活用し将来世代に過度な負担がかからないよう留意をいたしました。限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるようしっかりと取り組んでまいります。

それでは、施策の実施状況、最近の行政について、ご報告を申し上げます。

企画課所管では、(仮称)結いの森公園整備工事ではありますが、現時点では造成工事は全て完了し、あずまや、トイレ工事につきましても年度末までに完了する運びとなりました。造園工事は既に完了しており、現在、遊具工事に着手をし、最終工程となる土木工事につきましては、過日、入札を執行し、事業者を決定したところであります。今春には、町民の皆様喜んでいただける公園が供用開始できると思っております。

なお、本定例会におきまして、造成工事の請負契約の変更について議案を上程してお

りますので、慎重なご審議賜りますようお願いいたします。

次に、税務住民課所管であります。税の状況であります。本町においては、高い徴収率を維持しており、令和5年度の決算見込みでは、税込として17億6,000万円程度を見込んでおります。皆様の納税意識の高さに大変感謝申し上げます。

福祉保健課所管では、第9期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画について取りまとめを終え、基本理念を「誰もがいつまでも安心して暮らせる地域づくり」と決めました。はつらつシニアプランという親しみやすいネーミングをつけ、誰もが生き生きと健康寿命を延ばす取組を進めてまいります。

また、第4次多賀町障害者基本計画および第7期多賀町障害福祉計画につきましても、「多様な個性が輝く、支えあいによる安心と温もりのあるまち」を基本理念とし、2月中旬に完成する予定であります。

さらに、1月に開催をされました民生委員児童委員協議会におきましては、委員の皆様から、子育て世帯から高齢者まで幅広く、暮らしや地域の課題についてご意見を頂きました。多賀町でいつまでも暮らし続けたいという町民の皆様からの率直な声と受け止め、今後も、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを進めてまいります。

次に、産業環境課所管の農業関係では、燃油等の価格高騰により影響を受ける農業者の生産意欲の確保と経営安定を目的に農業用燃油等価格高騰対策農業者緊急支援事業を実施しております。高齢化による耕作放棄地の拡大等も懸念されており、今後も関係機関と連携を図り農業者の支援に取り組んでまいります。

獣害関係では、川相周辺に生息していますニホンザルの個体数調整につきまして、県の検討委員会で全頭捕獲の承認が得られました。現在、捕獲に向けて檻の設置や誘引作業を実施し、令和6年度に捕獲を実施する予定であります。

商工観光では、農業者と同じく、原油価格高騰の影響を受ける町内の小規模商工業者への支援を目的に小規模事業者原油価格高騰対策事業を実施しています。これまで76件の申請、自動車の台数にして320台分を受理しました。今後も社会動向等を注視しながら、町内商工業者の支援、商工業の活性化を図れるよう、施策を展開してまいります。

地域整備課所管では、多賀スマートインターチェンジ上り線の工事につきまして、盛土工事が進んでおり、県道とのアクセス道路の形態が明確になってきました。今後も関係者間で調整をしながら早期の供用開始に向け取り組んでまいります。

また、上水道事業では、令和3年度から継続して施工しておりました檜崎地区配水管布設替工事が今年度で完了いたします。安心安定した給水確保のため、計画的に配水管の更新をしてまいります。

次に、教育総務課所管では、久徳うぐいすこども園における園庭と駐車場の整備につ

きまして12月末に完了し、子どもたちは、新しい園舎と園庭で、元気いっぱい、楽しく園生活を過ごしております。

また、今年4月から全ての保育園、こども園における給食調理業務の委託化および白ご飯の提供に向け準備を進めております。今後においても、安心安全な給食の提供による子どもたちの健やかな成長を促し、保護者ニーズに沿えるよう園運営に努めてまいります。

学校教育課所管では、鳥取県三朝町の三朝小学校と多賀小、大滝小学校において、オンラインによる交流を行いました。1回目は12月12日に実施し、それぞれの学校の良さを紹介し合い、2回目は2月5日に、それぞれの地域の良さを紹介し合うことになっております。交流を通じましてお互いの学校や地域について知ることができ、自分たちの学校やふるさとである多賀や大滝の良さについて改めて考える貴重な機会となり、子どもたちが多賀町を誇りに思ってくれるなど、大きく成長してくれることを期待しているところであります。

生涯学習課所管では、1月7日、多賀結いの森において多賀町はたちの集いを挙行了しました。当日は、対象者78名のうち55名が出席され、議員の皆さん、恩師の方々とともに20歳の門出を祝福させていただきました。

このほか、12月23日から25日にかけて、鹿児島県日置市との青少年交流事業、1月27日、28日には「公民館まつり」を開催し、いずれも有意義な活動ができたと感じております。

次に、博物館では小学校との連携教育として、5年、6年生を対象にアケボノ象化石発掘地での地層学習や化石発掘体験など、理科の授業に取り入れ学びを深めました。多賀町ならではの学習として子どもたちや先生方にも大変好評でありました。今後も自然と歴史、環境に恵まれた多賀町のすばらしさを体感、学習いただける活動を充実してまいります。

以上、2月議会定例会の開会に当たり、行政の近況についてご報告を申し上げます。

なお、本日提案をさせていただきます議案の内容につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度ご説明を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松居亘君） これで施政方針および行政報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第5 「議会広報常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

1番、神細工宗宏議会広報常任委員長。

〔議会広報常任委員長報告 神細工宗宏君 登壇〕

○議会広報常任委員長（神細工宗宏君） 議会広報常任委員会委員長報告を行います。

議会広報常任委員長を令和4年4月から2年間務めさせていただきました。

議会広報常任委員会は、5人体制で年4回、定例議会後の議会広報誌を発行します。委員は、副議長をはじめ各常任委員会から選出したメンバーで構成しています。

通常、広報の発行は、定例議会の2か月後の月初めを目標に、初期原稿のチェックを含め、4回から5回の広報常任委員会で校正の後、最終チェックを行い発行に至ります。本常任委員会では令和4年6月議会の広報誌第174号から第181号までを担当させていただきました。

編集の基本姿勢として、議事の全面公開を原則とし、町民の知る権利、議会人として知らせる義務を念頭に置いて作成し、読者の立場に立ち、読みやすく、親しみのある広報誌の作成に努めてまいりました。

表紙には、発刊月に合う、多賀町の風景を採用し、写真はたがトコ・フォトクラブメンバーに提供いただき、裏表紙には、シリーズとして地域おこし協力隊の活動を中心に連載企画としました。

毎年、滋賀県町村議会議長会主催の議会広報クリニックを受け、指摘された内容については、可能な限り対応するように心がけています。今年度、このクリニックでは、地域とのつながりを重視した記事が少ないことを指摘されました。

今後は町民の皆さんとの関わりのある記事をシリーズで掲載できるようにするなど、地域密着の広報誌の作成を提案し、進めていきたいと思っております。また、来年度からは内容を見直し、紙面を全てカラーにし、掲載写真を見やすくして、読者に分かりやすく、読みやすい広報誌の作成を図ってまいります。

今後引き続き、町民の皆様と議会をつなぐ広報誌となるよう研鑽に努めてまいりたいと考えます。

最後に、広報発行にご協力いただきました皆様には感謝申し上げますとともに、今後も議会広報に対しまして地域の皆様からの忌憚のないご意見、ご感想をぜひお聞かせくださることをお願いし、議会広報常任委員長の報告とさせていただきます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第6 「議会改革特別委員長報告」を行います。

これまでの議会改革に関する調査の結果について、報告を求めます。

11番、大橋富造議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員長 大橋富造君 登壇〕

○議会改革特別委員長（大橋富造君） 11番、大橋です。議会改革特別委員会報告を行います。

当委員会は、住民に開かれた議会はどうあるべきか、また、議会活動の活性化と質の

向上を目的に議会改革特別委員会を継続し、特別委員会として2年間の成果についてご報告いたします。

まず初めに、議会議員任期4年のうち、2年ごとに議員の役職分担が変わる中、前委員長から活動内容の引継ぎを受け、令和4年4月から新たに新メンバーを交え、取り組むべき重点課題の結果について報告いたします。

まず、課題1としまして、議員定数の削減についての検討を行ってまいりました。この検討に対する提案理由につきましてですけれども、議会運営委員会の在り方、議員定数の適正規模の検討を重ね、活性化が図られている昨今、多賀町議会もその必要性を認識し、時代に合った多賀町議会のあるべき姿とは何か、また開かれた議会をめざして、平成25年3月5日に議会改革特別委員会を設置し、議会改革に精力的に取り組んできました。

目先の新しい改革にとらわれず、長年議会が培ってきた健全な議会運営をはじめ、町民の声を踏まえた身の丈に合った議会改革を進め、議員の責務として町民の信頼と期待に応えていくためには、議員定数の削減は必要であるという考えに至り、本議案を議員発議第3号 多賀町議会議員定数を定める条例の一部を改正する条例として提案することができました。結果、賛成多数によって定数12人から2人減の発議案は可決となり、本年告示の一般選挙より適用することになりました。

次に、課題2として、多賀町議会基本条例の策定についての議論をしてまいりました。議会基本条例について令和2年11月から作業部会を発足し、多賀町議会の実態に即した基本条例案をそれぞれの議員が案の検討を行い、都度訂正を加え、最終的に第1章、総則（第1条）から（第17条）までの構成による基本条例が定まり、条例改正を行い令和4年4月1日から施行するに至りました。

提案の理由といたしましては、地方議会は二元代表制の一翼を担い、町民の信託を受けた代表機関として意思決定を行う役割と責任は、これまで以上に重要なものになっています。そのため、多賀町議会は、議会機能を十分に発揮するとともに、議会活動を通じて、町長その他の執行機関と対等で緊張ある関係を保ちながら、町民が求める安全安心で住み良い町をつくるために、議会および議員が果たすべき事項について全議員の総意にて議会基本条例を定められたことは大変大きな前進に結びつけられたものと思っております。

課題3としまして、町民との意見交換会。議会基本条例第3章第4条に、議会は町民の多様な意見を議会運営に的確に反映させるよう努め、必要に応じて町民との意見交換の場を設けることができる条文に総じ町内14団体からの申込みがあり、日程調整がつかなかった2団体を除き意見交換会を行いました。団体様との課題や町の課題などについても一緒に意見交換をしました。

その結果、各種団体様との意見交換会を行った団体様は、多賀町シルバー人材センター、もんぜん市運営協議会、多賀町母子福祉のぞみ会、多賀町手をつなぐ育成会、多賀

町身体障害者更生会、多賀町民生委員児童委員協議会、多賀町更生保護女性会、Y O B I S H I プロジェクト、多賀町文化協会、多賀町赤十字奉仕団、多賀町林業振興連絡協議会、多賀町森林循環事業協同組合。そして、多賀ふるさと米部会、多賀そば部会、多賀にんじん部会、この3団体を合同で開催する予定をしておりましたけれども、部会の調整がつかなくなりましたので、本年度の意見交換会は中止させていただきました。また、一番最初に多賀町商工会との意見交換会も予定しておりましたけれども、双方の日程がつかず、これも中止いたしました。

団体の皆様には、意見交換会に出向いていただきましてありがとうございました。どの団体からも貴重な意見交換をさせていただいたことに感謝を申し上げます。この改革につきましても、奥深くなかなか結論までは出せませんが、常に町民に開かれた議会、議会活性化、質の向上についてどうあるべきかを考え、今後の議会活動の糧に反映させていきます。

課題4、委員会発議としまして、内容的には、発議2号 多賀町議会委員会条例の一部を改正する条例、多賀町議会委員会条例（昭和62年多賀町条例第1号）の一部を改め、第2条第1号および第2号ならびに第6条第2項の「6人」を「5人」に改める。

発議3号 多賀町議会会議規則の一部を改正する規則。多賀町議会会議規則（昭和62年多賀町規則第12号）の一部を改正。本規則中「5人」を「4人」に改める。

提案理由といたしまして、多賀町議会の議員の定数を定める条例の改正で議員定数が10名に削減されたことによりまして、本議案を提出し所要の改正をいたしました。いずれも原案どおり可決することができ、この規則は令和6年4月1日から施行することになります。

次に、発議4号 多賀町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、地方自治法第112条および多賀町会議規則第114条第2項の規定により提出いたしました。

提案の内容は、地方自治法が改正され、議会の議員に係る請負に関する規則が緩和されることを踏まえ、町に対し請負をする議員の請負の状況の透明性を確保することを目的に、本条例を制定するものです。本案は原案どおり、いずれも可決することができました。

なお、この内容につきます詳細につきましては、令和6年2月発行の議会だより第180号に少し詳細を書いておりますので、また確認をお願いいたします。

以上で令和4年4月から5年12月末までの2年間、議会改革特別委員会の状況としての報告をさせていただきました。

以上で終わります。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第7 「選第1号 大滝山林組合議会議員の選挙」を行います。
お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、
指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が一括指名することにしたいと思いますが、
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議長が一括指名することに決定しました。

大滝山林組合議会議員には、お手元に配布のとおり、川岸真喜君、田中滝彦君、山本
強君、井上滋義君、神細工宗宏君、木下治行君、城貝康弘君、大菅哲也君、山口久男君、
喜多昇君、小林外二君、辻田雅之君、新谷康宏君、吉川利平君の14人を指名いたしま
す。

お諮りします。ただいま議長が指名しました14人を、大滝山林組合議会議員選挙の
当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました14人が大滝山林組合議会議員に当選されました。
なお、本議場に当選人3名おられますので、当選の告知を行います。

川岸真喜さん、神細工宗宏さん、山口久男さん、よろしいでしょうか。

（各議員 承諾）

○議長（松居亘君） ただいま3名の方より承諾の意思がありました。当選人に決定させ
ていただきます。

3名のほかの11名の方については、この後当選の告知を行い、就任の承諾を得るも
のとしします。

職員より当選人の住所、氏名、生年月日を朗読いたします。

（朗 読）

○議長（松居亘君） 日程第8 「同意第1号 多賀町監査委員（識見を有する者）の選
任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 同意第1号 多賀町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

現在、平成24年4月8日から代表監査委員として職に就いていただいております寺西久和氏は、その4年の任期が本年4月7日をもって満了となります。同氏は人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、そのほか行政運営に関して優れた識見を有する方であり、適任者であると考えますので、引き続き選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりご提案申し上げます、議会の同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第1号 多賀町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第1号は同意することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第9 「同意第2号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」および日程第10 「同意第3号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、いずれも多賀町公平委員会委員の選任についてでありますので、一括議題とします。

2案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 同意第2号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方公務員法第7条第3項の規定により設置いたします公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益処分の審査を行うとともに、これらについての必要な措置を講じる権限を有し、3人の委員をもって組織しております。現在、令和2年4月7日から公平委員会委員として職に就いていただいております福戸藤佐夫氏は、その4年の任期が本年4月6日をもって満了となります。同氏は人格が高潔で、地方自治の本旨と民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に関して優れた

識見をお持ちでありますので、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりご提案申し上げ、議会の同意を賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、同意第3号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案につきましても、公平委員会を選任するに当たって議会の同意をお願いするものでございます。

平成28年4月10日から公平委員会委員としてご尽力いただいております岸本弘司氏は、令和6年4月9日をもって任期が満了となり、今回退任していただくことになりました。任期8年にわたり熱意を持ってご尽力賜りました功績に対しまして、深く感謝を申し上げます。なお、後任者といたしまして、人格が高潔で、地方自治の本旨と行政に関して優れた識見をお持ちの塚本敦子氏を適任者と考え、選任をいたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより2案について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「同意第2号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第2号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定しました。

これより「同意第3号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第3号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定し

ました。

○議長（松居亘君） 日程第11 「議案第4号 多賀町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 「議案第4号 多賀町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書4ページをお願いいたします。

本条例は、多賀町の都市計画において、芹川ダム風致地区、赤坂山風致地区、青龍山風致地区を定め、この地区内での自然美を維持保存するために、建築や樹木の伐採行為などに対する規制を設けております。

このたび、国において、令和5年5月26日に、漁港・漁場・整備法が改正され、法律の名称が変更されたことに伴い、本条例の関係条文の改正をお願いするものです。

改正条文は、第3条第19号中、「漁港漁場整備法」を「漁港および漁場の整備等に関する法律」に改正するものです。

なお、付則といたしまして、本条例は令和6年4月1日からの施行としております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第4号 多賀町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第12 「議案第5号 多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第5号 多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方自治法の改正に伴い、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、本町においても所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、まず、第3条第1項中、会計年度任用職員の給与について、期末手当の後に「勤勉手当」を追加するものでございます。

さらに、フルタイムの会計年度任用職員の勤勉手当の支給内容を規定するため、第12条の次に第12条の2を追加し、支給内容について、職員の支給規程であります給与条例第23条を準用するよう規定するものです。

また、パートタイムの会計年度任用職員についても同様に規定する必要があるため第19条の次に第19条の2を追加するものでございます。

付則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第5号 多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第13 「議案第6号 多賀町議会議員および多賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第6号 多賀町議会議員および多賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書6ページをお願いいたします。

本条例改正につきましては、物価の変動を踏まえ、公職選挙法施行令に規定する公営に要する経費の限度額が引き上げられたことにより所要の改正を行うものです。

まず第4条第2号アでは、自動車借入れ契約の単価を1日当たり1万5,800円から1万6,100円に引き上げ、同号イでは燃料供給の契約単価について1日当たり7,560円から7,700円に引き上げるものです。

次に、第8条では、選挙運動用ビラの印刷費1枚当たり単価を7円51銭から7円73銭に引き上げ、第11条では、選挙運動用ポスターの印刷費1枚当たり単価を525円6銭から541円31銭に、企画費単価を31万500円から31万6,250円に引き上げるものです。

付則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第14 「議案第7号 多賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第7号 多賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書7ページをお願いします。

今回の改正は、指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設されたことにより、地方自治法が改正されたことから、当条例の第6条中に条項ずれが生じたので、従前の第243条の2の2第3項を第243条の2の8第3項に改正するものでございます。

第6条は、要求・請求による監査の実施を規定しておりまして、今回の該当条項は、町の支出・支払いに重大な過失があって町に損害を与えた場合を規定しているものです。付則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第7号 多賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第15 「議案第8号 多賀町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第8号 多賀町手数料条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

本条例は、戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日から施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布、令和6年3月1日から施行されることから、多賀町手数料条例について所要の改正を行うものでございます。

議案書の8ページをお願いいたします。

主な改正内容としまして、別表第1中改正後の表、1段目と2段目は戸籍除籍証明書の広域交付について、現在戸籍証明書は本籍地のみ請求可能ですが、全国的なネットワーク化により、本籍地以外でも取得可能となるものでございます。手数料は戸籍証明書1通450円、除籍証明書1通750円でございます。

改正後の表、3段目から9ページの1段目と2段目につきまして、戸籍（除籍）電子証明書の提供に伴う識別符号の発行について、現在、戸籍証明書等の提出を紙で求めら

れている行政手続において、申請者からの請求に基づき、法務省の発行する識別符号、パスワードを提示することで戸籍証明書等の提出に代えることができるようになるものです。

手数料は新規で戸籍1件400円、除籍1件700円でございます。ただし、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を使用する方法や識別符号と戸籍証明書等を同時に請求する場合は、識別符号の交付手数料は徴収しないとするものです。

10ページをお願いいたします。

こちらの改正後の表、1段目から3段目は出生届や婚姻届などの届出等の情報内容証明書の交付や閲覧について、現在は紙媒体で届出を取り扱っており、届出後の一定期間経過後は保管場所である法務局での請求にかけられておりますが、届出等の電子化およびネットワーク化に伴い、届出等の受理地および本籍地のいずれにおいても証明書の請求が可能となるものでございます。

手数料は届出等の証明書交付手数料1通350円、上質紙はB4サイズ横向き賞状様式によります証明書で1通1,400円、届出等の情報閲覧手数料は1件350円でございます。

付則につきまして、令和6年3月1日から施行するものでございます。

多賀町手数料条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第8号 多賀町手数料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第16 「議案第9号 多賀町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○**税務住民課長（小菅俊二君）** 「議案第9号 多賀町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

本条例は、多賀町固定資産税の不均一課税について、適用期限が令和6年3月31日となっておりますが、地域の経済力をつけるために地域振興を図り、もって財政力を向上させるという中長期的観点、企業誘致促進の観点から、不均一課税の適用期限を2年延長し、継続的に活用する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

議案書の11ページをお願いいたします。

第2条第1項に規定されています工業生産設備における新設、増設の期間について、令和6年4月1日から令和8年3月31日まで適用期限を延長するものでございます。

付則につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

多賀町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○**議長（松居亘君）** これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（松居亘君）** これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（松居亘君）** これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第9号 多賀町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○**議長（松居亘君）** 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○**議長（松居亘君）** 日程第17 「議案第10号 多賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○**地域整備課長（藤本一之君）** 「議案第10号 多賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」、ご説明を申し上げます。

議案書は12ページをお願いいたします。

今回お願いいたします条例の一部改正は、令和3年度に実施された固定資産税評価額の評価替えに伴い、令和5年度より国の道路占用料が改正されたことを受け、従来より本町の道路占用料は、国の単価に準じていることから今回の改正においても国の単価と

整合を取るべく、別表のとおり改めるものでございます。

なお、参考ではございますが、今回の占用料の改正による収入につきましては、約15%の増額を見込んでおります。

議案書16ページの付則では、第1項に、この条例は令和6年4月1日から施行するものとし、第2項では、条例の施行日前の許可に係る占用料の取扱いについて規定しております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第10号 多賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で10時45分といたします。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18 「議案第11号 多賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」および日程第19 「議案第12号 水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について」は関連がありますので、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 議案第11号ならびに12号につきましては、提案理由が共通いたしますので、一括にてご説明をさせていただきます。

議案書は18ページをお願いいたします。

令和6年4月1日より、厚生労働省における生活衛生等関係行政の機能強化のため、水道の施設整備ならびに管理行政が国土交通省に移管され、水質基準の策定等については環境省に移管されることとなりました。このことから、水道法の一部改正も同日付で施行されることになりましたので、多賀町の水道に関する条例を整合させるため、条文の一部を改正するものでございます。

議案第11号 多賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、第5条、第34条第2項ただし書および第38条第1号中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、議案第12号 水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、第4条第6号中の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣および環境大臣」に改めるものでございます。

付則では、これらの条例は令和6年4月1日から施行するものと規定しております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより2案について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより「議案第11号 多賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第11号 多賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより「議案第12号 水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第12号 水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決さ

れました。

○議長（松居亘君） 日程第20 「議案第13号 多賀町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第13号 多賀町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明を申し上げます。

議案書は20ページをお願いいたします。

今回お願いする条例の一部改正は、地方自治法の一部が、指定公金事務取扱者制度に係る規定の新設等により改正されたことに伴い、本条例を整合させるため関係条文を改正するものでございます。

改正内容は、第5条中の「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

付則では、この条例は令和6年4月1日から施行するものと規定しております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第13号 多賀町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第21 「議案第14号 多賀町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第14号 多賀町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明を申し上げます。

議案書21ページをお願いいたします。

今回お願いする条例の一部改正は、多賀町農業集落排水事業について、令和6年4月1日より地方公営企業法の財務規定等を適用し、特別会計から公営企業会計へ移行するとともに下水道事業と会計統合することならびに、地方自治法の一部が指定公金事務取扱者制度に係る規定の新設等により改正されたことに伴い、本条例を整合させるため関係条文を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第1条中の「下水道事業」を「下水道事業（公共下水道事業および農業集落排水事業をいう。以下同じ。）」に改め、第3条第2項は議案書記載の条文とし、第5条中の「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

付則では、この条例は令和6年4月1日から施行するものと規定しております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第14号 多賀町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第22 「議案第15号 多賀町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第15号 多賀町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書は22ページをお願いいたします。

今回お願いいたします条例の一部改正は、多賀町農業集落排水事業について、令和6年4月1日より地方公営企業法の財務規定等を適用し、特別会計から公営企業会計へ移行するとともに下水道事業と会計統合することから、本条例の関係条文を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第1条中の「多賀町下水道事業（以下「下水道事業」という。）」を「多賀町公共下水道事業および農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）」に改めるものでございます。

付則では、この条例は令和6年4月1日から施行するものと規定しております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第15号 多賀町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第23 「議案第16号 多賀町特別会計条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第16号 多賀町特別会計条例の一部を改正する条例について」、ご説明を申し上げます。

議案書は23ページをお願いいたします。

今回お願いいたします条例の一部改正は、多賀町農業集落排水事業について、令和6年4月1日より地方公営企業法の財務規定等を適用し、特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、本条例の関係条文を改正するものでございます。

改正内容は、第1条中第6号を削除し、第7号を6号とし、第8号を第7号とするも

のです。

付則では、この条例は令和6年4月1日から施行するものと規定しております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第16号 多賀町特別会計条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第24 「議案第17号 高取山ふれあい公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 「議案第17号 高取山ふれあい公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

議案書24ページをお願いします。

高取山ふれあい公園の指定管理に基づく現在の協定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3か年で、本年3月末をもって協定の期間が終了することから、長年、管理者として当該施設の運営に携わっており、円滑な管理が可能で、これまでの経営実績も評価できることから、引き続き大滝山林組合を指定管理者として選定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

施設の名称は、高取山ふれあい公園。指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字富之尾1586番地4、氏名は、大滝山林組合、管理者、大道吉兵衛でございます。指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年でございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第17号 高取山ふれあい公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第25 「議案第18号 多賀町社会体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹田生涯学習課長。

〔生涯学習課長 竹田幸司君 登壇〕

○生涯学習課長（竹田幸司君） 「議案第18号 多賀町社会体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

議案書25ページをお願いいたします。

多賀町社会体育施設（多賀町B&G海洋センター、多賀町民グラウンド、多賀町民テニスコート、多賀町フィットネス&カルチャーセンター、滝の宮スポーツ公園）の指定管理における現在の協定期間は、令和元年10月1日から令和6年3月31日までの4年6か月でございます。本年3月末をもって協定の期間が終了することから、多賀町社会体育施設の管理運営をより効果的かつ効率的に行うために多賀町公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例に基づき、本施設に関する指定管理者の候補者を募集し、選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

施設の名称は、多賀町社会体育施設。指定管理者は、住所、神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町大窪448番地6、氏名は、ROYAL HOUTOKU株式会社、代表取締役、安藤譲でございます。指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5か年でございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第18号 多賀町社会体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第26 「議案第19号（仮称）結いの森公園整備工事（その1）の請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 「議案第19号（仮称）結いの森公園整備工事（その1）の請負契約の変更について」、ご説明申し上げます。

議案書、26ページをお願いいたします。

このたび上程いたします議案第19号は、現在、久徳地先、多賀町中央公民館「多賀結いの森」、南側の隣接地において整備を進めております、（仮称）結いの森公園の第1期工事（その1）とする造成工事につきまして、請負契約の変更をお願いするものでございます。

本契約は、令和4年11月9日に条件付一般競争入札を執行し、令和4年11月30日の第5回臨時会におきまして、契約相手方を株式会社大兼工務店、代表取締役、辻野宜昭とし、当初契約額1億890万円をもって議決を頂き、工事施工を行っております。

工事施工に当たりましては、安全の強化を図るための柵工の増工、車椅子、ベビーカーでの出入りに配慮するためのスロープの延伸、建設発生土搬入計画量の不足による良質土の購入などの工種変更を行い、また施設整備の一部を除く工種が完了いたしましたことから数量精査を行い、請負金額1,574万9,800円の増額が生じ、変更請負契約を1億2,464万9,800円とする契約を行うことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第19号（仮称）結いの森公園整備工事（その1）の請負契約の変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第27 「議案第20号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第10号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「議案第20号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第10号）」につきまして、ご説明申し上げます。

今回お願いをします補正予算案は、27ページ第1条にありますように、既定の歳入歳出予算の総額に1億8,335万2,000円を追加して、結果、歳入歳出それぞれ56億6,891万3,000円となります。また、第2条では次年度への繰越明許費でございまして、第3条は地方債の補正をそれぞれお願いするものでございます。

補正の主な内容でございますが、国の総合経済対策による補正に盛り込まれた公共事業費の追加や社会福祉基金等への積立て、またふるさと納税額の増加などで歳入歳出予算の調整を行うとともに、事業費の精査により科目ごとの過不足を調整したものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

まず、30ページの第2表繰越明許費でございます。

次年度へ繰越しをお願いするのは13の事業でございまして、国の制度による補助事業については、予算計上の時期や指針等の遅延により着手までの準備が整わなかったもの、入札の不調により調整日数を要したものの、次年度実施に向けた予算対応策、国の補正予算により採択された事業で予算措置の時期あるいは事業期間のないもの、事業着手までの許認可協議での遅れや工事遂行上の工程協議によるものなどそれぞれ不測の諸事情によつての繰越しでございまして、その完了期日に向けて事業を鋭意進めてまいり

ます。

次の第3表の地方債補正であります。追加は国の総合経済対策による補正予算で採択された町道岡山団地神田線の改良事業でございます。充当率は100%です。

次のページの変更では、県営事業分でありまして、急傾斜地崩壊対策事業は町内4か所の事業費負担金の精算と道路改良事業は6か所の事業費の精算による町負担金を充当率90%で算出し変更を行ったものでございます。

3番目の急傾斜地崩壊対策事業は萱原地区の事業でありまして、入札差金等を調整したもので県補助金を控除した額の100%の充当率で算出をしております。

それでは、補正の事項別についてですが、35ページの歳入から主なもののみご説明申し上げます。

25款地方交付税は3,792万9,000円の追加であります。経済対策によりまして地方の財源不足を鑑みて交付税の再算定が行われたもので、経済対策費や臨時財政対策債の償還を目的に配分を受けたものでございます。

50款国庫支出金につきましては、戸籍附票への読み仮名対応のためのシステム改修費の補助や国の補正により内示のあった橋梁の総点検事業、また町道岡山団地神田線の改良事業費などで1,848万7,000円を受け入れるものでございます。

次のページ、県支出金につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の精算による減額でございます。

65款寄附金は、町内企業の製品の返礼品を所望される寄付者の好調さから3,500万円の追加計上でございます。

75款の繰越金9,529万9,000円は本補正の財源として充当をしております。

85款町債は、第2表地方債補正のとおり各事業による起債額を適債事業ごとに振り分け整理し170万円を増額したものでございます。

続いて、38ページ、歳出についてご説明を申し上げたいと思います。

10款の総務費でございますが、ふるさと納税者の増加により返礼品等の手続業務費用の追加や戸籍附票への読み仮名の明記のための戸籍電算システムの改修費でございます。これら総務費では2,078万7,000円となります。

15款の民生費では、4年度の実績に伴う国庫支出金の返還金と保育園等でのガス料金価格値上げ分の影響を受け計上をしたもので民生費は776万5,000円を計上いたしております。

25款の農林水産業費の追加は、高取山ふれあい公園へ送水をしております加圧装置の修繕費でございます。

35款の土木費でございます。県営事業の道路改良事業や急傾斜地崩壊対策事業に対する町負担金の精算による追加や国の経済対策の補正予算で内諾のあった5年ごとの橋梁総点検費用や町道岡山団地神田線の通学路の安全対策事業費とスマートインターチェンジ上り線の工種と事業費の調整を行ったもので、これら総額2,013万8,000

円の追加をお願いしております。

次の60款の諸支出金は、地方交付税の追加の使途要件に従い、減債基金への積立てに1,676万3,000円や繰越金を財源として社会福祉基金へ1億円を積み立て、後年度の事業費の確実な財源としての対応を図っています。また、ふるさと納税額の半額分1,750万円を一旦まちづくり基金に積み立て、次年度において寄付者の意向に添い各事業に充当をいたします。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号については、議長を除く11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。暫時休憩いたします。

この間に予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

再開は議場の時計で11時30分といたします。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時29分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に9番、川添武史議員、副委員長に10番、山口久男議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（松居亘君） 日程第28 「議案第21号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第21号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の43ページをお願いします。

今回の補正は、事業の繰越し、保険給付費の増加に伴う追加、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた周知広報事業に係る費用の増額、令和6年1月施行の産前産後期間の国保税軽減措置に係る財政支援に伴う補正をお願いするものでございます。

第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,362万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億2,290万3,000円とするものでございます。

46ページをお願いします。

第2表の繰越明許費からご説明申し上げます。

5款5項のパソコン連携サーバー更新事業220万円は、国保の標準システムと国保連合会の集約システムとの間で、パソコン連携サーバーの更新作業を行うに当たり、国保中央会の手順書、仕様書が遅れており、作業の年度内完了が見込めないため、繰越しをお願いし、令和6年5月末をめどに事業完了を目指すものでございます。

議案書の49ページをお願いいたします。

歳入について、事項別明細書でご説明申し上げます。

5款の国民健康保険税2万円は、産前産後期間の国保税軽減措置が設けられ、被保険者からの申請によります保険料軽減分が減額となるものです。

15款10項40目の総務費国庫補助金2万2,000円は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた周知広報事業に対する補助金を受け入れるもので、国10分の10の負担分です。

25款5項10目の保険給付費等交付金1,360万円は、一般分療養給付費540万円と、一般分高額療養費820万円の増額分を受け入れるものでございます。

議案書の50ページをお願いいたします。

40款5項5目の一般会計繰入金2万円は、一般会計から産前産後保険料繰入金として受け入れるものでございます。

議案書の51ページをお願いします。

歳出についてご説明申し上げます。

5款5項5目の一般管理費2万2,000円は、マイナンバーカードと健康保険証の

一体化に向けた周知広報事業に係る費用として、印刷製本費の補正をお願いするものです。

10款5項5目の一般分、療養給付費540万円、10款10項5目の一般分、高額療養費820万円は、保険給付費の増加に伴い追加の補正をお願いするものです。

22款の国民健康保険事業費納付金は、産前産後期間の国保税軽減措置に伴う被保険者からの申請による保険料軽減分の減額4人分2万円について、一般会計からの産前産後保険料繰入金2万円を受け入れるものでございます。

令和5年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第21号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第29 「議案第22号 令和6年度多賀町一般会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

まず、歳入全般についての説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） それでは、「議案第22号 令和6年度多賀町一般会計予算について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第211条第1項および第2項の規定に基づき、本日提出しました別冊の予算書および説明書をご参照いただきたいと思います。

調製をいたしました予算の中から数値や各款ごとの主な内容、令和5年度との比較などについてご説明申し上げたいと思います。

それではまず、1ページを開いていただきますと、令和6年度の多賀町一般会計の予算総額は、第1条記載のとおり55億4,900万円でございます。この額は、令和5

年度と比較いたしますと、額にして5億7,700万円、率にして11.6%の増額予算となりました。令和4年度の久徳うぐいすこども園の建設年に続いて過去2番目の予算規模となりました。

このような予算規模となりましたのは、全国共通の行政情報システム、ガバメントクラウドの構築経費や児童数の増加による多賀小学校の教室の増築、また都市公園の整備費用、シルバー人材センターの事務所の建設、あるいはふるさと納税の増額などが大きな要因でございます。

一方、歳出に対する裏づけの財源であります歳入では、一般財源総額を確保する上で、国の予算において、令和6年度の経済見通しによる成長率や総合経済対策による減税対策もあり、地方財政計画における地方税の伸び率がマイナス0.3%とほぼ前年度程度と算定されたのを鑑みて、個人町民税は480万円の減額、法人税については2,330万円の増収で見込み、都合、町民税は5年度より1,850万円の増額で計上し、また固定資産税については宅地化の進展や町内企業の設備投資により1,600万円の増額で計上し、これらの基本的な考えから町税収入全体では令和5年度比2.6%増の17億9,210万円を見込んだ次第でございます。

また、地方交付税は、地方財政計画では地方税との関係により地方の一般財源総額が0.9%の増額で算定されており、これを基に交付税は国予算出口ベースで1.7%の増額となりつつも、当町においては大きく関わりのある交付税の代替措置の臨時財政対策債の減少率は54.3%で算出されて地方一般財源の確保が図られていることを受けて、交付税は5年度当初予算額に対し5.6%増、額にして7,700万円の増額で計上し、また地方交付税の代替の臨時財政対策債は交付税の原資となる国税5税と地方法人税収の好調さから、国と地方の折半対象財源不足は6年度においても生じていないとの措置から起債依存の割合がさらに小さくなり、5年度に対し62.5%減で額にして2,500万円を減額して1,500万円を計上したところでございます。

こうした地方財政対策により算定した財源確保の結果においても、まだ一般財源の不足が生じていることから、財政調整基金から6,000万円を繰り入れて一般財源総額を確保したところでございます。

また、もう一つの財源としての地方債の発行は、後年度の住民に過重な負担を強いることのないよう、償還金より起債の借入額を抑えて2億4,320万円を借入限度額と定め健全な財政運営に努めているところでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、7ページにありますように、例年のとおり小規模企業者小口簡易資金の保証債務損失補償は、令和6年度から令和18年度までの保証債務損失補償をお願いするものでございます。

また、町勢要覧の作成はコロナ禍で写真等の資料が整わずに経過をしておりましたので6年度から2か年で作成をすることとしております。

第3条の地方債は、10事業に及んでの借入れの目的、限度額等を定めるものでござ

いまして、後ほど歳入のところでご説明申し上げたいと思います。

そのほか、第4条、一時借入金、また第5条、歳出予算の流用につきましては、例年のとおりでお願いをいたします。

それでは、内容につきましてご説明申し上げたいと思います。

まず歳入でございますが、12ページからでございます。

歳入全体の32.3%を占める5款の町税でございますが、前述しました要因から見積計上したものでございます。一般歳出に見合う自主財源の安定的確保を図りたいとの思いはあるものの、町内企業の業績は企業の個々の事情もありますが、国の予算概要での伸び率16.7%を鑑みての明るい兆しを期待して6年度税収に反映したところでございます。

次に、10款の地方譲与税は、地方財政指標においては5%の増額で確保されていることから、安全率を見て5年度とほぼ同額の7,400万円で見積もり、12款の地方消費税交付金は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における政府の取組を鑑みて500万円の増額で計上し、22款の法人事業税交付金や地方特例交付金は国の制度の影響もあり増額で計上してございます。

25款の地方の固有財源であります地方交付税は、冒頭の説明のとおり歳入全体の26.1%を占めるものでございまして、地方財政計画を参酌し、普通交付税を7,700万円増額で見積もり、特別交付税については、5年度と同額の2億円で見込んで、都合、地方交付税総額にして14億5,000万円を計上し、行政運営での一般財源の保障や子ども子育て政策、また物価高への対応、あるいは人件費の改定など新たな時代のニーズに対応するための財政負担への必要な措置を講じたところでございます。

16ページの40款分担金及び負担金の増額であります。ここでは認定こども園が2園になったことでの幼児施設等の利用料を反映したのが主なもので380万円増額をしております。

次に、18ページからの歳入全体の9.1%を占めている50款国庫支出金でございますが、総額で50億570万円でございます。5年度より1億8,420万円の増額でありまして、行政のデジタル化推進のための全国標準化に向けたガバメントクラウドの構築および移行経費に対する補助金1億8,360万円の受入れが大きな要因であります。その他の増減はあるものの文化財保存活用地域計画に基づく事業の補助金870万円や多賀小学校教室の増築による交付金3,130万円も新たに計上しているところでございます。

次に、21ページからの55款県支出金でございますが、総額3億1,280万円で、こちらの方は5年度より1,120万円の減額となっております。要因としましては、ため池の耐震対策への調査費の減額1,980万円が大きな要因でございます。

あと、27ページのところで、65款寄附金ですが、毎年のまちづくり応援寄付金、ふるさと納税については、返礼品の中で町内企業の製造品の好調さの実績を鑑みて1億

5,000万円を増額して2億5,000万円を計上したところですが、半額は返礼品等に本年度予算化をしております。

次の70款繰入金は、それぞれの目的に応じて基金から事業費に財源充当を行っております。こちらの方は歳入全体の3.8%を占めておりまして、5年度の予算編成に当たり財源不足が生じ、前述のとおり財政調整基金より6,000万円を繰入れし、財源不足を調整し、まちづくり基金は令和5年度のふるさと納税額を寄付者の意向に添い各事業に充当をいたしております。

75款繰越金は、昨年と同様に4,000万円を計上し、財源の確保をいたしております。

80款諸収入ですが、こちらにつきましても数多くの項目がございまして、増減はそれぞれにあります。令和5年度より2,420万円の増額でございます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の助成金として770万円を新規に受け入れるものと保育園の運営費の給付金1,820万円の増が要因でございます。

32ページ、歳入の最後になりますが、85款の町債についてご説明申し上げたいと思います。

5年度の借入予定額は合わせて2億4,320万円となり歳入全体に占める割合は4.4%と抑制に努めて、町債の返還額4億1,860万円より額にして1億7,540万円の抑制に努め、今後の財政規律、適正な起債発行に配慮をしたところでございます。

事業ごとに、教育・福祉施設等整備事業債は、多賀小学校の教室の増築事業でございます。補助金を差し引いた額の75%分でございます。公共事業債は、県営の急傾斜地崩壊対策事業3か所の事業負担金や社会資本整備事業は町道岡山団地神田線の改良事業、スマートインターチェンジの整備は上り線側でございます。また交通安全対策事業は町道2路線でございます。土地改良事業は尼子池や前野池の改良事業費でこれらそれぞれ事業費の90%の充当率でございます。

一般単独事業債は、庁舎内ICTの環境整備事業で充当率75%やシルバー人材センターの事務所の建設費、集落からの道路改良要望事業8か所や県営の道路改良事業分4か所の事業負担金でございまして、90%の充当率でございます。

スマートインターチェンジ事業は、町が施工しなければならない工事区間の事業費をネクスコ中日本に委託する負担金で、90%の充当率でございます。

防災対策事業債は、萱原地区の急傾斜地崩壊対策事業の継続分で、補助残額の100%の充当率でございます。

緊急防災・減災事業債は消防団1分団3班の消防積載車の購入費用で100%の充当率でございます。

臨時財政対策債は国と地方の折半対象財源不足制度が解消され、地方財政計画では54.3%の減少で大幅に抑制されているところから62.5%減の1,500万円を計上しております。

この結果、令和5年度の町債の残高につきましては、予算書の最終ページの182ページをお開きいただきますと、令和6年度末の残高見込額が出ておりますように、49億2,730万円となる見込みで、令和5年度末見込みより1億4,710万円の減少となっております。また、交付税代替分の臨時財政対策債を除く実質的な町債は28億3,110万円となる見込みでございます。

以上で歳入の説明を終わります。よろしくご審議お願いをいたします。

○議長（松居亘君） これより歳入全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

続いて、歳出全般についての説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） それでは、引き続きまして、歳出につきまして、5年度との比較増減、主要な施策、新たな事業についてご説明申し上げたいと思います。

なお、各款にわたります人件費関係につきましては、後ほど給与費明細でご説明申し上げたいと思いますので、省略をさせていただきます。

まず、34ページからでございますけれども、5款の議会費の予算につきましては、議会運営に必要な経費として6,760万円を見積もったものでございます。5年度に対して410万円の減額であります。議員定数の削減によるものでございます。

次、36ページからの10款総務費でございます。5年度と比べ2億8,630万円増の9億6,170万円でございます。歳出総額の17.3%を占めておりますのは、総務管理費でふるさと納税事務の委託費が6,470万円、全国共通の情報ネット・ガバメントクラウドの構築経費に1億8,360万円、6年度からいよいよ上下分離方式が始まります近江鉄道存続運営経費に1,550万円、愛のりタクシーの運行事業費1,120万円、大滝活性化に向けた新たな地域おこしのための協力隊1名増員分で470万円、集落の公民館建設事業の補助に900万円などが増額の要因でありまして、その他大変多くの項目での増減はありますが、次年度につなぐ経費として新規に1階から3階までの庁舎空調設備の再構築のための設計費や懸案事項でありました庁舎内壁紙の修繕費また長年コロナ禍で写真撮影などの準備ができなかった町勢要覧の作成費あるいは令和5年度入札の不調により再度川相出張所の屋根の改修費など新規に予算を計上しております。

総務費では、総務課、企画課、税務住民課および会計室に関わります管理的経費と行政的経費を計上しております。

62ページからは、15款の民生費となります。予算総額は17億3,610万円で、全体の歳出予算の31.3%で最も大きな予算規模でございまして5年度より3,850万円の増額となりました。この増額の要因は老人福祉費における高齢者就業施設いわゆ

るシルバー人材センターの事務所の建設費に5,150万円、また多賀ささゆり保育園や認定こども園2園の運営費で7,580万円の増額と久徳うぐいす子ども園の建設事業費1億260万円の皆減での差引きによる増額でございます。

その他、高校生までの医療費無料化の開始や高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業展開、国の方針に基づく子ども、子育て世帯を包括的に支援する子ども家庭応援センターの再構築、保育園、認定子ども園3園に看護師の配置、保育園の給食業務の民間委託化などこれら新たな事業にも取り組み、本町において重要な政策課題であります安全安心に子どもを産み育て、いつまでも元気で生涯現役で暮らし続けられるよう環境づくりの推進に向けさらに強化を図ってまいります。

90ページからは、20款の衛生費となります。こちらの方の総額は3億5,480万円となりました。5年度より2,380万円の減額でございます。ごみの収集委託料や広域行政組合の負担金、また広域衛星管理組合の負担金とで1,150万円の増額とコロナワクチン接種事業費400万円の皆減、あるいは財政分析で町財政の課題でありました特別会計への繰り出し金につきましては、上水道料金の増収が見込まれることから水道事業会計への繰り出し金を2,520万円減額して、これら増減を相殺しての結果の減額でございます。また、4人に1人とも2人に1人とも言われておりますがんの対策でございますが、住民の健康管理に向けた膵臓がんの早期発見の助成制度を創設し、健康診断の補完をしてまいります。

続いて、101ページ、25款農林水産業費でございます。ご説明申し上げます。総額では2億7,880万円、前年度より270万円の減額でほぼ5年度と同額の予算となりました。まず、農業費では高宮池等の耐震測量調査費3,300万円の皆減に対し、前野池の漏水対策事業に1,500万円を計上し、また農業集落排水事業会計への繰出金590万円の増額などで都合1,060万円の減額予算となり、林業費では人事異動で人件費が740万円、有害鳥獣の駆除費ではシカの駆除頭数を700頭で算出して160万円、里山防災事業に5集落で210万円がそれぞれ増額となり、都合、林業費では850万円の増額となりました。その他、請願がありました多賀の産物の直売所につきましては、検討委員会の運営経費を計上して多方面から検討をしてまいります。また、ため池の直下にある住宅に対して防災上での管理は重要でありますので、高宮池の水位管理システムを構築してまいります。獣害対策におきましては、住民の皆さんにご迷惑をおかけしております深刻なサルの被害対策ですが、新たな地域での個体数調整の許可が下りましたので、おりの設置、処分費用などに370万円を計上し、また個々の畑のおりの設置補助については補助基準額を引き上げております。なお、国からの森林環境譲与税の用途は、森林整備など各種単独事業に割り振りをして税の目的に照らし実施をしてまいります。

30款の商工費は115ページでございます。総額で5,190万円の予算計上でございまして、5年度より890万円の増額となりました。観光費では観光地トイレの整

備補助として1,000万円を計上したのが要因でございます。また、がんばる商店応援につきましては1店舗の開業支援でございます。

次に、118ページからの35款土木費でございます。6年度は4億3,440万円、5年度より5,310万円の増額予算でございます。

橋梁の5年ごとの総点検業務費に3,000万円を計上し、最終年度を迎えますスマートインターチェンジの整備負担金に4,940万円を増額したことに加え、(仮称)結いの森公園整備に4,820万円、その公園の管理費に1,200万円を増額し、一方での減額は前準備をした各種工事の設計費の委託費は2,250万円の減額、道路改良費は3,520万円の減額、公共下水道事業への操出金は、下水道料金の収入の増収もあり2,470万円の減額などが要因でございます。

国補事業は令和6年度末の完成を目指したスマートインターチェンジの整備事業、通学路整備として町道多賀四手線、土田四ツ屋線、岡山団地神田線の3路線の改良、また、橋梁の総点検業務の実施などでございます。

また、単独事業としてはスマートインターチェンジ町施工区間の事業費や久徳四手線、多賀本町向山線、佐目南後谷線の3路線、交通安全施設としてライン引きで富之尾1号線をはじめ、ほか3路線、萱原の急傾斜地崩壊対策事業は継続して延長上を施工するためのこれらの予算化をしております。また、県営事業の道路事業は4か所、急傾斜地崩壊対策事業は3か所の事業負担金を計上しております。また、地籍調査は継続して多賀区と梨木区を実施をしております。

これらの事業を通し、6年度におきましても防災減災対策を推進するとともに、住民の日常生活の安全や安心度を高めてまいります。

続きまして、127ページ、40款の消防費でございます。総額2億860万円で5年度より740万円の増額となっております。この増額は消防団1分団3班の消防積載車の購入費によるものでございます。また、防災計画の見直し事業や備蓄用品の追加、あるいは災害対策での避難所や現場との通信確保のための機器の整備などで820万円を増額しております。常備消防費では、5年度は消防指令システムの更新事業があったため1,380万円減額をしております。

次に、133ページからは、歳出全体の15.8%を占めている45款の教育費でございます。こちらもたくさんの項目にわたっているものでございますが、総額で8億7,440万円の予算規模でございます。5年度より1億6,120万円の増額となっておりますのは、多賀小学校の教室の増築事業1億1,280万円や中学校の貯水槽の更新事業1,150万円、また文化財保存活用事業890万円や大滝神社社殿の修復事業補助に1,290万円、あるいはあけぼのパーク多賀の貯水槽の更新事業に1,000万円などが大きな要因でございます。

ほか、社会科の副読本の作成費や大滝小学校職員トイレの改造の設計費の計上、また中学校費では、町費での講師の補充など様々な項目のところで増減はありますが、児童

生徒への支援の拡充や人事面での教育環境の整備を行い、効果的な学習指導の充実を図ってまいります。

また、25項社会教育費でございます。ここでも大変多くの項目がございまして、増減額においては、施設管理の上であります。令和7年開催の国民スポーツ大会への準備を進めるための調査費や人事面においても考慮し、中学校部活の地域移行への具体的な検討、またアケボノ象化石の活用計画の策定などを進めるなど、社会教育費全体で広く学習機会が提供できるよう、生涯教育の充実、促進を図るとともに、歴史基本構想に基づき、歴史と自然環境と住民生活あるいは観光資源として調和の取れた史跡を生かしたまちづくりを図ってまいります。

次に、171ページの方をお願いしたいと思います。55款の公債費であります。大きな予算規模でございまして、5年度までの借入金の利子や本年度の償還額を積算して4億5,110万円で計上し、5年度より2,280万円の減額となっているものの、毎年の借入金の元利償還額が予算全体で依然として8.1%を占めており、公債費の減額に向けてさらに努めていかなければならないところでございます。

次のページ、60款の諸支出金では、各基金の利子やふるさと納税額の半額分などそれぞれの目的基金へ積み立てるものでございます。

90款予備費は、5年度と同様400万円計上しております。

次に、173ページの給与費明細でございます。第1表の特別職と議員の給与費、共済費は、6年度7,900万円ということで、その他行政委員や附属機関委員の非常勤特別職の人件費は1,090万円で、合わせまして総額8,990万円でございます。

それから、第2表の一般職につきましては、退職7名と採用11名で4名の増員でございます。専門職員の退職後の採用募集を行うも応募数が少なく、あるいはなくて採用計画に伴わないのが現状であります。事務職につきましては、最近の行政ニーズに対応していくため増員をしたところでございます。引き続き、行政需要を考慮しながら将来的にも均衡が保てるよう職員の採用計画を行ってまいります。

人件費の総括では、令和5年度分の人事院勧告に基づく賞与の引上げなど処遇改善もあり給与費と共済費総額で1,910万円の増額となりました。

以下、それぞれ職員手当の内訳とか給与手当の増減額の明細、あるいは職員1人当たりの給与費前年との比較、初任給の状況、あるいは期末・勤勉手当の支給率、それから退職手当等についての制度を記載してございます。

次に、180ページにありますように、第3表の会計年度任用職員でございます。職員数はフルタイム、パートタイムを合わせて125名で、給与費および共済費で3億4,630万円となっています。5年度の比較では18名の減数であります。正職員との給与格差の是正方針もあって、給与費と共済費とを合わせて2,770万円の増額となっています。

次のページは債務負担行為の調書でございまして、過去において議決を頂いております。

す9つの事項と、新たに社会体育施設の管理運営費や多賀ささゆり保育園の給食調理業務、また町勢要覧の作成など12の事業につきまして、後年度に負担を要する事業の支出済額と今後の支出予定額を記載したものでございます。

次のページは、先ほど申し上げましたとおり、地方債の5年度の現在高と6年度末の残高見込額を記載しているものでございます。

最後に、この予算案は今日の、あるいはこの先の様々な行政課題に対応しつつ、踏まえつつ、また、誰にも向き合い、安定的に行政サービスを提供し、町民に最も身近な自治体としての役割と責任であります町民の福祉増進を果たしていくために寄与し、今後においてもその役割と責任とが見える形で継承されていくようにとの思いで令和6年度一般会計予算書を作成し、提案をいたしたものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより歳出全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号については、予算特別委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は予算特別委員会に付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

再開は、議場の時計で午後1時15分といたします。

（午後 0時13分 休憩）

（午後 1時16分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第30 「議案第23号 令和6年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第23号 令和6年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」、ご説明いたします。

平成30年度より国保の財政運営の責任主体が滋賀県となりましたことから、滋賀県から示される交付金や国保事業費納付金等を基に予算編成を行っております。

特別会計予算書の1ページをお願いします。

令和6年度が多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額はそれぞれ9億5,787万1,000円で、前年度比5,880万2,000円、6.5%の増額で予算計上しております。令和6年度の被保険者数は、前年度比159人減の1,425人、916世帯で見込んでおります。

それでは、事項別明細書で歳入歳出予算の主なものについて説明します。7ページをお願いします。

歳入につきまして、5款の国民健康保険税は、課税所得状況を踏まえつつ、医療、介護納付、後期高齢者支援金の合計1億3,411万5,000円を計上、歳入予算総額の14%を占めております。

25款の県支出金につきましては、8ページをお願いします。普通交付金、特別交付金などの合計7億1,903万3,000円を計上、歳入予算総額の75.1%を占めています。このうち、10目5節の保険給付費等交付金（普通交付金）6億9,712万9,000円は、県の国保特別会計から保険給付費として全額支払われるもので、1人当たりの医療費が増加傾向でありますことから増額となっております。

10節から20節までの交付金は、特定健診などの保健事業に関する交付金を計上しております。

40款の繰入金は、一般会計からの繰入金として、5節の保険基盤安定繰入金3,900万2,000円、15節の事務費繰入金1,871万1,000円を計上しております。

9ページをお願いします。その他、30節の未就学児均等割保険料繰入金50人分、53万8,000円、35節の産前産後保険料繰入金8人分、47万2,000円を含め、合計6,545万7,000円を計上しております。

45款5項10目のその他繰越金は、前年度繰越金3,919万6,000円を計上しております。

歳入の主なものについては以上です。

11ページをお願いします。歳出につきまして、5款5項5目の一般管理費は、職員2名分の人件費、被保険者証に係る経費として1,552万4,000円を計上しております。12節の委託料は、各種情報連携に関するデータ標準レイアウトの更新に伴うシステム改修業務、世帯票のレイアウト修正等に伴う国保実態調査職業区分対応業務のため66万1,000円を計上しております。

12ページをお願いします。18節の負担金補助及び交付金は、主なものとして、オンライン資格確認等サーバー利用に係る負担金5万8,000円を計上しております。10目の連合会負担金は、国保連合会の運営に係る経費、事務経費手数料として356万6,000円を計上しております。10項5目の賦課徴収費は、国保税の賦課徴収事務費として45万8,000円を計上しております。

13ページをお願いします。15項5目の運営協議会費は、多賀町国保運営協議会に係る経費として4回分の19万8,000円を計上しております。10款の保険給付費は、5項の医療費に係る町負担分。

14ページをお願いします。10項の高額療養費、15ページをお願いします。15項の出産育児諸費、20項の葬祭諸費を含め、前年比5,959万6,000円の増、6億9,712万9,000円を計上、歳出予算総額の約72.8%を占めています。1人当たりの医療費が増加傾向でありますことから、保険給付費は増額となっております。

22款の国民健康保険事業費納付金は、滋賀県が市町から徴収する納付金として、滋賀県の試算により前年比14万7,000円の増、2億1,500万円を計上しております。5項の医療給付費は1億4,600万円で、前年度比317万円の増。

16ページをお願いします。10項の後期高齢者支援金等分は5,300万円で、前年度比180万円の減、15項の介護納付金分は1,600万円で前年度比10万円の増となっております。

17ページをお願いします。26款5項5目の保健衛生普及費は372万円を計上、前年度比2万2,000円の減額となっております。18節の負担金補助及び交付金、人間ドック検診補助金は140人分、前年度と同額の280万円を計上しております。10目の特定健診等事業費は1,697万4,000円を計上、前年度比63万1,000円の減額となっております。

18ページをお願いします。主な減額は、12節の委託料、特定健診等受診率向上対策事業委託料、健診時健康測定の実数の減、健診結果早わかりガイドの単価の減によるものです。12節の委託料、健診委託料は、特定健診に係る費用585人分、特定保健指導に係る費用80人分として634万4,000円、特定健診等受診率向上対策事業委託料190万1,000円は、健診時健康測定と健診結果早わかりガイド作成費用を計上しております。

また、元気アッププロジェクト事業委託料として51万円を計上し、健康づくりへの意識の高揚、病気の早期発見、早期治療、また重症化予防につなげていきたいと考えております。

19ページをお願いします。35款の諸支出金は、県支出返還金430万1,000円を含め、480万1,000円を計上しております。

令和6年度多賀町国民健康保険特別会計予算についての説明は以上でございます。なお、本会計の予算案につきましては、1月29日に開催されました多賀町の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきましてご審議いただいておりますことを申し添えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第31 「議案第24号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第24号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

特別会計予算書の29ページをお願いいたします。

令和6年度の予算編成に当たりましては、第9期の介護保険料および介護報酬改正がまだ決まっていない段階でございましたので、今回は第8期介護保険事業計画期間中の実績を基に、介護認定区分による給付の対象者数、介護サービスおよび介護予防サービスの利用推計、地域支援事業等を勘案して見積もり、第1条にありますとおり、予算の総額は歳入歳出それぞれ8億6,002万9,000円を計上いたしました。前年度の予算総額に比較しまして357万7,000円、率にして0.41%の減額予算となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、主な内容についてご説明させていただきます。

予算書36ページ、まず歳入の方からご説明申し上げます。

5款介護保険料の第1号被保険者保険料は、65才以上の方々から徴収する保険料で、前年度より29人減少の2,436人分、前年度比較224万円減額の1億7,530万3,000円を見込んでおります。

15款国庫支出金につきましては、介護給付費負担金として、介護給付費に対して在宅分20%と施設分の15%の負担率で計上しており、1億4,179万2,000円、10項国庫補助金は調整交付金と地域支援事業の交付金に加え、保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金など合わせて、総額で5,693万6,000円を見込んでおります。

37ページの20款支払基金交付金は、40才から64才までの第2号被保険者の保険料を受け入れるもので、介護給付費分および地域支援事業費分の交付金で、事業費の27%に相当し、総額2億1,809万円を計上しております。

38ページをお願いいたします。

25 款県支出金の介護給付費県負担金は、在宅 12.5%相当分、施設 17.5%相当分を計上しており 1 億 1,583 万 7,000 円、15 項県補助金は、地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の交付金を合わせまして 665 万 9,000 円を計上しております。

39 ページ、30 款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として、介護給付費に対して町負担 12.5%相当分の 9,908 万 5,000 円、その他、事務費繰入金と地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金を合わせまして、合計 1 億 3,566 万円を計上いたしました。

39 ページ、10 項基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金につきましては、905 万 5,000 円を繰入れいたします。

続きまして、歳出についてご説明いたします。41 ページをお願いいたします。

5 款総務費、5 項 5 目一般管理費につきまして、主なものは職員の人件費等で、第 9 期介護保険事業計画策定業務委託料の皆減などで、198 万 6,000 円減額の 725 万 7,000 円を計上しております。

42 ページから 43 ページの 15 項介護認定審査会費につきましては、主には 5 人の審査会委員と介護認定調査員の報酬および主治医意見書の手数料で、合計 617 万 6,000 円を計上しております。

10 款介護給付費、5 項介護サービス等諸費につきましては、令和 4 年度から令和 5 年度の給付実績の傾向を基に、デイサービスや短期入所、訪問介護などのサービス給付費である 5 目居宅介護サービス給付費は、令和 5 年度と同額、2 億 4,000 万円、44 ページに移りまして、12 目地域密着型介護サービス給付費は、認知症のグループホームや小規模多機能型介護サービスなどの給付費で 1 億 1,500 万円、15 目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームなど施設利用の給付費ですが、600 万円減額の 3 億 3,500 万円、35 目居宅介護サービス計画給付費は、230 万円増加の 3,700 万円。

45 ページに移りまして、介護サービス等諸費合計は、前年度と比較しまして 270 万円減額となり、7 億 3,120 万 4,000 円を計上しております。歳出予算総額の約 85%を占めております。

7 項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者に提供するサービスで、福祉用具のレンタルや住宅改修費などの介護予防の給付費等の合計で、46 ページに移りまして、227 万円の増額、600 万 4,000 円を計上しております。

20 項高額介護サービス費につきましては、介護予防と合わせて 1,910 万円でございます。

次のページに移りまして、23 項高額医療合算介護サービス等費は、介護と介護予防と合わせて 355 万円を計上、25 項市町村特別給付費、これは当町では紙おむつの給付を実施しておりますが、前年度同額の 450 万円を計上しております。

30項特定入所者介護サービス等費は、低所得者の要介護認定者が施設サービスなどを利用した際に、食費や居住費についての限度額を超えた分を補足給付しているもので、297万円の減額で、介護予防との合計では3,205万2,000円を計上しております。

48ページに移りまして、17款地域支援事業費、10項介護予防生活支援サービス事業費につきましては、主に介護予防通所型事業の委託料や負担金及び介護予防の計画作成を担う介護支援専門員の会計年度職員の報酬費が主なものですが、49ページに移りまして、合計1,405万7,000円を計上しております。

50ページ、15項一般介護予防事業費につきましては、65歳以上の方なら誰でも参加できる介護予防教室などの委託料が主なもので、はつらつシニアプランの作成により事業拡大としまして139万6,000円を増額し、324万6,000円、20項包括的支援事業費・任意事業費につきましては、主に高齢者の総合的な相談支援を行う地域包括支援センターの運営費で、主なものは職員3人分の給与で1,960万7,000円。

52ページに移りまして、35目在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、湖東圏域として広域で取り組んでいる事業費負担金としまして153万6,000円、また、40目生活支援体制整備事業では、地域支え合いの体制整備事業について社会福祉協議会への委託料500万円、45目認知症総合支援事業は、認知症地域支援推進員の報酬と認知症初期集中支援チームとして豊郷病院への委託料が主なもので、377万2,000円、地域支援事業費、合計で3,110万6,000円を計上しております。

主なものは以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

9番、川添武史議員。

○9番（川添武史君） ちょっとお聞きしますが、この介護保険料の条例改正が19日に予定されていますが、何がどのくらい増えるのか、そこだけお聞きできたらと思います。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ご質問にお答えいたします。

議員の皆様には、19日に全員協議会で介護保険の次期、第9期の介護保険料を決めるための条例改正についてご説明をさせていただく予定をしております。

提案については最終日になりますけれども、概要を申し上げますと、第9期につきましては、皆様ご承知のとおり、報酬改定も1.59%のアップということもありますが、多賀町の今のサービスの利用料、あるいは介護認定者数の推移等を全て勘案しまして、介護保険料を値下げをする方向で検討しましたので、その詳細につきましては19日にご説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松居亘君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第32 「議案第25号 令和6年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第25号 令和6年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、ご説明いたします。

特別会計の予算書の63ページをお願いします。

令和6年度の多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額はそれぞれ1億3,515万円で、前年度比1,447万8,000円、12.0%の増額で予算計上しております。令和6年度の被保険者数は、前年度比110人増の1,440人で見込んでおります。

それでは、事項別明細書で歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。68ページをお願いします。

歳入につきまして、5款の後期高齢者医療保険料は、滋賀県後期高齢者医療広域連合の試算を基に算出し、特別徴収、普通徴収合わせて1億120万6,000円を計上、歳入予算の総額74.9%を占めております。

15款の繰入金是一般会計からの繰入金として、5目の事務費繰入金696万4,000円、10目の保険料減額措置に係る保険基盤安定繰入金2,680万3,000円の合計3,376万7,000円を計上しております。

69ページをお願いします。20款10項の償還金および還付加算金は、5節の保険料還付金、10節の還付加算金とも前年度と同額、17万円を計上しております。

歳入の主なものは以上となります。

70ページをお願いします。歳出につきまして、5款5項5目の一般管理費は、職員1名分の人件費、被保険者証の交付や給付に係る申請受付などの事務経費として684万9,000円を計上しております。10項5目の徴収費は、保険料の徴収事務費として11万6,000円を計上しております。総務費全体では前年度比35万1,000円の増額となっております。

71ページをお願いします。10款の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料分や保険基盤安定繰入分を負担金として納付するもので、前年度比1,412万7,000円の増、1億2,801万5,000円を計上、歳出予算総額の約94.7%を占めております。医療費は増加傾向にあり、県全体で前年比5.8%増で見込んでおります。

令和6年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第33 「議案第26号 令和6年度多賀町育英事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第26号 令和6年度多賀町育英事業特別会計予算について」、提案、ご説明申し上げます。

特別会計予算書79ページをご覧ください。令和6年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ403万4,000円とし、前年比67万1,000円の減額予算とさせていただいております。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

84ページの歳入からご説明させていただきます。

5款財産収入、利子及び配当金48万5,000円は、多賀町育英基金に係る利子収入および昨年度寄付により取得しました有価証券の配当金を見込んでおり、前年比47万9,000円の増額となっております。

次に、10款繰越金は、令和5年度からの繰越金1,000円を見込んでおります。

20款繰入金、基金繰入金では、主に奨学資金給付金に充当するほか、事業に必要な支出に充当するため、多賀町育英基金より354万8,000円を繰り入れるものでございます。

次に、歳出についてご説明させていただきます。85ページをお願いいたします。

5款総務費、一般管理費8万6,000円は、年間2回の運営委員会開催に係る経費

として、報酬の発生する委員7人分の報酬7万7,000円と、文書郵送に係る経費として切手代、通信運搬費9,000円を計上しております。

次に、奨学費では、奨学資金給付費として394万8,000円を計上させていただき、前年と比較しまして67万1,000円の減額としております。支給計画人数につきましては、高校生が19名、大学生および専門学生を合わせて14名、合計33名として、令和5年度の実績ベースに対し、プラス13名分を見込んでおります。昨年度まではコロナ禍や物価上昇による影響を受け、経済的に苦慮されている方も増加しているものと考え、増員計画としておりましたが、近年の実績等を考慮し、奨学費は減額予算とさせていただきます。

なお、本予算案につきましては、去る1月22日に開催しました多賀町育英資金運営委員会でご審議いただき、ご承認を頂いておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第26号 令和6年度多賀町育英事業特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第34 「議案第27号 令和6年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」および日程第35 「議案第28号 令和6年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」ならびに日程第36 「議案第29号 令和6年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」は関連がありますので、一括議題とします。

3案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第27号 令和6年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

特別会計予算書 87 ページをお願いいたします。

令和 6 年度の歳入歳出予算の総額は、第 1 条記載のとおり 13 万 8,000 円で、前年度と比較し 3,000 円の増額となりました。

92 ページをお願いいたします。歳入でございますが、5 款の財産収入は、基金利子として 1,000 円、10 款の繰越金は、前年度からの繰越金 1 万円を見込んでおります。

15 款の諸収入は、預金利子として 1,000 円を計上し、20 款の繰入金につきましては、12 万 6,000 円を基金から繰り入れ、財源充当しております。

続いて、93 ページの歳出でございますが、5 款 5 項 5 目の区議会費では、5 人の委員報酬と管理会の運営経費として、前年度と同額の 10 万 1,000 円を計上しております。

次に、10 款 5 項 5 目の財産管理費では、山林監視員の報償費や現地確認時の傷害保険料、借地料等合わせまして 3 万 7,000 円を計上し、前年度比 3,000 円増額となっております。

次に、「議案第 28 号 令和 6 年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」ご説明申し上げます。

97 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、第 1 条記載のとおり 106 万 9,000 円で、前年度と比べ、15 万 7,000 円の減額となっております。

102 ページをお願いいたします。歳入では、15 款財産収入は基金利子として 1,000 円、20 款では前年度からの繰越金 32 万 3,000 円を見込んでおります。

また、25 款諸収入では、普通預金利子 1,000 円、30 款基金繰入金では 74 万 4,000 円を基金から繰り入れ、財源充当しております。

続いて、103 ページから 104 ページの歳出でございますが、5 款 5 項 5 目の区議会費では、7 人の委員報酬と管理会の運営経費として、前年度と同額の 15 万 8,000 円を計上しております。10 款 5 項 5 目の財産管理費では、山林作業に係る報償費や委託料のほか、借地料など財産管理に要する経費として、合わせて 81 万 1,000 円を計上しておりますが、最近の山林作業の実績から見て、回数を 3 回から 2 回へと回数を減らしましたことから、前年度と比較して 15 万 7,000 円の減額予算とさせていただきます。

90 款予備費につきましては、前年と同額の 10 万円でございます。

続きまして、「議案第 29 号 令和 6 年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

107 ページをお願いいたします。令和 6 年度の歳入歳出予算の総額は、第 1 条記載のとおり 11 万 8,000 円で、前年度と比較し 1 万 4,000 円の減額となっております。

112 ページをお願いいたします。歳入ですが、5 款分担金および負担金で、令和 6

年度におきましても、令和5年度と同様5万5,000円の地元負担金を拠出いただくこととしております。また、10款財産収入では、立木の売払い収入として1,000円、15款の繰越金として、前年度からの繰越金6万1,000円を見込み、20款諸収入として預金利子1,000円を計上しております。

続いて、113ページをお願いいたします。歳出でございますが、5款5項5目の一般管理費では、5人の委員報酬と管理会の運営経費を見積もっております。数年の実績を見まして、交際費、需用費を合わせまして1万4,000円を減額し7万8,000円を計上し、10款の財産管理費では、監視員報償費など、昨年度と同額の4万円を計上しております。

以上、3つの財産区予算案につきまして、多賀および霊仙財産区におきましては去る1月17日、大滝財産区におきましては1月15日に会議を開き、それぞれの財産区管理会の同意を頂いておりますので申し添えさせていただきます。

以上、提案説明とさせていただきますのでご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより3案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより「議案第27号 令和6年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第27号 令和6年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これより、「議案第28号 令和6年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第28号 令和6年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決さ

れました。

これより、「議案第29号 令和6年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これですべての討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第29号 令和6年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第37 「議案第30号 令和6年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 「議案第30号 令和6年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算」につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の115ページをお願いします。

びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計は、びわ湖東部中核工業団地内における植樹帯や公共法面、公共緑地の草刈り、支障木の伐採、剪定、街路灯の維持管理を行うもので、その主な財源は基金から繰り入れて事業を実施するもので、令和6年度予算は、第1条記載のとおり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ924万6,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書にて歳入からご説明させていただきます。予算書の120ページをお願いします。

5款財産収入では、基金利子といたしまして2万4,000円を見込み、15款繰入金では、びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理基金より、事業に必要な財源としまして922万1,000円を繰り入れ、20款繰越金では、前年度繰越金としまして1,000円を計上したものでございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。予算書121ページをお願いします。

5款総務費、10目公共緑地維持管理費の10節需用費では街路灯の修繕料としまして20万円、12節委託料では、工業団地内の歩道、植樹帯、公共法面、遊歩道などの除草作業、街路樹の剪定で641万6,000円、支障木伐採作業として、法面の除草、

中高木の剪定作業などの委託料263万円を計上し、前年度より269万8,000円増額の924万6,000円を計上したものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第38 「議案第31号 令和6年度多賀町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第31号 令和6年度多賀町水道事業会計予算について」、ご説明申し上げます。

予算書は123ページをお願いいたします。

令和6年度の水道業務の予定量は、第2条記載のとおり、給水戸数3,180戸、年間総給水量137万80m³、一日平均給水量3,753m³、一日最大給水量5,585m³、主な建設改良事業としましては、舗装復旧事業に4,950万円を予定しております。

第3条記載の収益的収入および支出の予定額につきましては、収入で3億6,474万円、支出で3億1,257万円とし、収支差し引き5,217万円の利益を見込んでおります。

予算書124ページをお願いいたします。

第4条記載の資本的収入および支出につきましては、資本的収入の総額を令和5年度より110万円増の5,110万円、資本的支出の総額を2,298万3,000円増の2億3,396万7,000円とし、その不足額は消費税及び地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条の企業債の限度額では、建設改良事業として令和5年度に対し1,000万円増の5,000万円とし、第6条では一時借入金の限度額を5,000万円とし、第7条では予算を流用することができる経費を、第8条では議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費1,280万7,000円とそれぞれ定めておりま

す。

第9条の他会計からの補助金では、起債償還のために、元利償還額の3分の1相当分の5,069万3,000円を一般会計から受け入れる予定でございます。

第10条の棚卸しの資産購入限度額は、材料に300万円、量水器に140万4,000円の、合計440万4,000円と定めております。

それでは、予算計画説明書にて説明をさせていただきます。

予算書134ページをお願いいたします。

収益的収入からご説明をさせていただきます。

水道事業収益の総額を3億6,474万円といたしまして、主な収入は、営業収益2億7,812万3,000円とし、そのうち水道使用料では、前年度より13万8,000円増の2億6,590万7,000円、他会計負担金では、消火栓維持管理費としまして578基分の1,156万円を見込んでおります。

営業外収益の他会計補助金では、起債の元利償還金1億5,207万7,000円の3分の1相当分5,069万3,000円を一般会計より受け入れ、長期前受金戻入としまして、繰延収益の収益化のため3,527万円の収入を予定しております。

予算書135ページの収益的支出につきましては、水道事業費用の総額を3億1,257万円としまして、主な支出は1目営業費用の原水および浄水費では、浄水処理施設の保守点検管理や原水水質検査費用などの委託料としまして2,956万1,000円、取水ポンプ、送水ポンプの動力費としまして2,100万円を計上しております。

2目配水および給水費では、量水器検針委託料および浄水水質検査委託料など総額1,353万3,000円。

4目総係費では、職員2名の給料、手当、福利厚生費に加え、137ページの委託料では、設計積算単価の資料作成や経営戦略見直し業務委託導入に向けたシステム改修費用としまして440万円などの経費を計上し、総係費全体としまして、前年度から798万円減の2,201万4,000円を計上しております。

予算書138ページの5目減価償却費では、建物や構築物などの固定資産減価償却費としまして1億6,436万円を計上し、2項営業外費用では、企業債利息としまして3,395万9,000円を計上しております。

予算書139ページの資本的収入では、その総額を5,110万円としまして、その主なものは3項企業債で、老朽管更新事業等に要する費用として、前年度に対し1,000万円増の5,000万円を計上しました。

予算書140ページの資本的支出では、その総額を2億3,396万7,000円とし、水道改良費としまして水源地整備委託料のほか、工事請負費では多賀地区ほかでの老朽管更新事業や楯崎地区ほかでの舗装本復旧工事に要する費用としまして、前年度より2,053万4,000円増の1億1,441万9,000円を計上しております。

企業債償還金では、老朽管更新や施設改修のため借り入れた企業債の償還に要する費

用としまして、前年度より101万9,000円増の1億1,811万8,000円を計上しております。

予算書146ページをお願いいたします。企業債残高見込額では、令和6年度末現在として、令和5年度末に対し6,811万1,000円減の24億6,905万8,000円となる見込みでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第39 「議案第32号 令和6年度多賀町下水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第32号 令和6年度多賀町下水道事業会計予算について」、ご説明申し上げます。

条例改正の議案説明の際に申し上げましたが、令和6年4月1日より多賀町農業集落排水事業が特別会計から公営企業会計へ移行し、同時に多賀町下水道事業との会計統合いたしましたので、令和6年度多賀町下水道事業会計予算につきましては、令和6年度農業集落排水事業会計を含んだ内容となっております。

予算書は147ページをお願いいたします。

令和6年度の下水道業務の予定量は、第2条記載のとおり、処理区域内人口7,082人、年間処理水量165万7,814 m^3 、1日平均処理水量4,542 m^3 、主な建設改良事業としましては、雨水排水整備事業900万円を予定しております。

第3条記載の収益的収入および支出の予定額につきましては、収入で5億5,414万1,000円、支出で5億4,079万3,000円とし、収支差し引き1,334万8,000円の利益を見込んでおります。

予算書148ページをお願いいたします。

第4条記載の資本的収入および支出の予定額につきましては、資本的収入の総額を1

億4,389万9,000円、資本的支出の総額を3億741万6,000円とし、その不足額は、消費税および地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条では企業債の限度額について、下水道事業債が1,190万円、流域下水道事業債が2,340万円、資本費平準化債が6,000万円としております。

予算書149ページをお願いいたします。

第6条では一時借入金の限度額を5,000万円とし、第7条では予算を流用することができる経費を、営業費用、営業外費用、特別損失の各項に係る経費と定め、第8条では議会の議決を経なければ流用することができない経費を、職員給与費1,769万4,000円としております。

第9条の他会計からの補助金では、事業の資金確保のため9,374万円を一般会計から受け入れる予定でございます。

それでは、予算計画説明書にて説明をさせていただきます。

予算書158ページをお願いいたします。

収益的収入からご説明をさせていただきます。

下水道事業収益では、営業収益3億3,570万3,000円のうち、下水道使用料としまして3億2,369万3,000円を見込んでおり、前年度に対し1,620万7,000円増としております。営業外収益の他会計補助金では、8,180万円を一般会計より受け入れ、長期前受金戻入としまして1億2,820万5,000円の収入を予定しております。

予算書159ページの収益的支出では、1項営業費用の主なものとしまして、1目管渠費では、管渠清掃やポンプ場管理、雨水出水浸水想定区域図作成業務など施設等の維持管理経費としまして3,899万8,000円を計上しております。

2目処理場費では、農業集落排水事業処理場ほかの施設稼働のための経費としまして1,599万1,000円を計上しております。

予算書160ページの4目流域下水道維持管理負担金では1億3,501万6,000円とし、5目減価償却費では2億8,362万3,000円を計上しております。

予算書161ページの2項営業外費用の主なものとしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息としまして3,498万5,000円を計上しております。

予算書162ページの資本的収入の主なものは、1項企業債としまして9,530万円、2項他会計出資金として2,820万円、3項補助金では雨水排水整備工事や農業集落排水施設の設備更新工事に対する補助金等としまして1,880万9,000円を計上しております。

予算書163ページの資本的支出では、1項1目管渠整備事業費としまして雨水排水整備事業や下水道管渠整備事業の工事請負費ほかを2,491万8,000円とし、2目処理場整備事業費では、農業集落排水施設の設備更新事業の工事請負費等で1,061

万円とし、3目琵琶湖流域下水道建設費負担金としまして2,345万円を計上しております。

2項企業債償還金につきましては、2億4,843万8,000円を計上しております。

予算書169ページの企業債残高見込額では、令和6年度末現在として、令和5年度に対し1億5,313万7,000円減の21億6,037万3,000円となる見込みでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、再開は2月6日午前9時30分とし、一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 2時22分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 清 水 登久子

多賀町議会議員 神細工 宗 宏